第四条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　第一条第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　外国向け仮陸揚げ貨物を輸出しようとするとき。

二　次に掲げる貨物を輸出しようとするとき。

イ　外国貿易船又は航空機が自己の用に供する船用品又は航空機用品

ロ　航空機の部分品並びに航空機の発着又は航行を安全にするために使用される機上装備用の機械及び器具並びにこれらの部分品のうち、修理を要するものであつて無償で輸出するもの

ハ　国際機関が送付する貨物であつて、我が国が締結した条約その他の国際約束により輸出に対する制限を免除されているもの

ニ　本邦の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設に送付する公用の貨物

ホ　無償で輸出すべきものとして無償で輸出した貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

ヘ　無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、経済産業大臣が告示で定めるもの

三　前二号に掲げる場合以外の場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき。

イ　その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ロ　その貨物が別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

第五条第一項中「第四十八条第一項の規定」の下に「若しくは第一条第三項の規定」を加える。

第八条第一項中「第四十八条第一項の規定」の下に「及び第一条第三項の規定」を加え、「許可及び」を「許可並びに」に改める。

別表第一の一六の項を次のように改める。

一六	（一）　次に掲げる貨物（一、二及び四から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）であつて、経済産業省令で定めるもの 1　レーザーその他光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械 2　金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン及びマルチステーショントランスファーマシン 3　旋盤 4　金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤 5　研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他仕上げ用加工機械 6　平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他加工機械	全地域（別表第三に掲げる地域を除く。）
	7　レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器 8　集積回路 9　航空機並びに宇宙飛行体及び打上げ用ロケット並びにこれらの部分品 10　羅針盤その他航行用機器 11　物理分析用又は化学分析用の機器、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器及びミクロトーム 12　オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他電気的量の測定用又は検査用の機器及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他電離放射線の測定用又は検出用の機器 （二）　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物（一）及び一から一五までの項の中欄に掲げるものを除く。）	

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令の一部改正）

第三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和二十七年政令第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「外国為替令第十七条第二項」の下に「から第四項まで」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二条中輸出貿易管理令第四条第一項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

2　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第五項第一号中「第十七条第四項」を「第十七条第六項」に改める。

財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

省　令

○外務省令第九号

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日

外務大臣　岩屋　毅